

連載 亀ちゃんにも言わせてよ！

検察審査会を知っていますか ~ その2 ~

どんな人が審査しているの

(前号「どんな人が審査しているの」のつづきです。前号をもう一度ご覧ください。)

検察審査会事務局長が検察審査員候補者のなかから検察審査員を選定するやり方は少々複雑です。候補者は4つの群に分かれていて各群100人いることは(前号)で述べました。そして、毎年1月31日に第1群から5人、4月30日に第2群から6人、7月31日に第3群から5人、10月31日に6人をくじで選定します。さらに、各選定時に補充員も同様に各同数選定されます。そのため、1つの検察審査会では毎年、検察審査員が22人、補充員が22人の合計44人が審査員か補充員に市民が選ばれていることとなります。上述(前号)したように全国201カ所ですから、全国では毎年8844人の市民が検察審査会の仕事にかかわっていることとなります。こんなに大勢いるはずなのに、なぜか私の身近には経験者がいません(東京だけでも44人×3カ所=132人)。みなさんはどうですか。ちなみに、検察審査員か補充員に選ばれなくても、候補者に選ばれたときは選挙管理委員会から候補者名簿に登載された旨の通知がくることになっています(検審査法11)。また、候補者を選ぶ際、いきなり400人を選定するのではなく、はじめに候補者の予定者(800人)を選び、その中から400人を選びますが、予定者に選ばれたときにも通知がくるとの話もあるようですが、法律上は通知することにはなっていません。実態は??です。

さて、検察審査会法4条は「検察審査会は、...(中略)...十一人の検察審査員を以てこれを組織する」と定めています。それなのに毎年22人の検察審査員が選ばれているのは、各検察審査員(補充員も)の任期が6ヶ月だからです(検審査法14)。そして、1から4群に分かれているのは3ヶ月ごとに約半数ずつメンバーを入れ替えて、継続中の審議の内容が分からなくならないようにするためです。下図をみてください。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1群(5人)		(2/1 ~ 7/31)										
2群(6人)					(5/1 ~ 10/31)							
3群(5人)								(8/1 ~ 1/31)				
4群(6人)	(11/1 ~ 4/30)											

たとえば、2月1日から5月1日までは第1群の5人と第4群の6人の計11人が検察審査員となっています。このように、どの時期をとっても11人の検察審査員がいることになり、かつ、審議の途中で任期切れの者がいても約半数は必ず残るようになっています。

検察審査員に選ばれたら

候補者になった旨の通知後、最終的に検察審査員(補充員も)に選定されると、検察審査会名で選ばれた旨の通知がきます。検察審査員選定後は速やかに検察審査会議を開き検察審査会長を互選することになっているので(検審査法15)、先の通知後程なく検察審査会議招集状が届きます。このとき開かれる検察審査会議の開会前に、地方裁判所長または地方裁判所支部に勤務する裁判官は、

検察審査員と補充員に対し検察審査員の心得を諭告し、これを宣誓させることになっています。諭告の内容は出頭義務・宣誓義務・秘守義務についてのようです。そして、諭告後に良心に従い公平誠実に検察審査会の職務を行う趣旨の宣誓書を先の地方裁判所長等（実際には諭告も宣誓も代行の者が行うこともあるようです）が起立して朗読し、検察審査員および補充員にその宣誓書に署名押印させます（検審査法16以下）。もし、ここで宣誓を拒むと1万円以下の過料に処せられます（検審査法43）。

これだけでも、なにか堅苦しいし面倒だから断ろうと思う人もいるのではないのでしょうか。しかし、原則として断ることはできません。検察審査員を辞することができる者は、

60歳以上の者。

国会または地方公共団体の議員。ただし、会期中に限る

国会職員・官吏・公吏および教員。

学生・生徒。

重い疾病・海外旅行その他やむを得ない事由があり、検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者。

と規定されています（検審査法8）。

さて、無事に宣誓まで済めば、はれて（？）検察審査員または補充員として検察審査会議に参加します。検察審査員および補充員は非常勤国家公務員です。そして、ボランティアではありません。検察審査会法29条（および39条）を受けて定められた「検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令」によって日当等が支払われます。この政令の3条には「日当の額は、出頭...（中略）...に必要な日数に応じ、一日当たり八千二百円以内において検察審査会長が定める」とあります。この規定から各検察審査会ごとに日当は違うのかもしれませんが。実態は不明ですが、ある体験者のホームページには、検察審査員は5千円・補充員は4千円だったとありました。後学のため、最近体験した方は是非日当額を教えてください。

補充員は何をするの

ところで、補充員も宣誓させられるのですが、その後は何をするのでしょうか。検察審査会議の招集状は、検察審査会長が、検察審査員および補充員全員にたいして発することになっています（検審査法22）。そして、検察審査員および補充員は疾病その他やむを得ない事由がない限り招集に応じなければ過料に処せられます（検審査法23・24）。つまり、補充員といえども、検察審査員と同様に検察審査会議には出席するようです。ただ、実際にはオブザーバーとして同席するだけなのか、実質的審議にかかわる発言ができるのかという点は不明です。検察審査会法は、検察審査会で議決をするときは検察審査員全員の出席の上で会議を開き議決することになっており、その際に何らかの事情で検察審査員が欠席したら補充員から選ばれた者が臨時代行者として会議に参加し議決に加わるとしているのみで（検審査法25）それ以外に補充員がどのように検察審査会議にかかわるのか規定されていません。上述のHPの話のとおりだとしたら、千円の日当差は実質的な審議と議決に加わるかどうかの差ということでしょうか？

（以下次号につづく。まだまだ検察審査会について言わせてください。）

亀山憲一 [会員・フリーで活動中の法学研究者（犯罪学・刑事法）]